

忘れないで！ 軽自動車の廃車・名義変更などの手続きを

軽自動車税（種別割）は、「4月1日を基準日」として、軽自動車（軽四輪、軽三輪）・原動機付自転車・オートバイ・小型特殊自動車（注）を所有している方に課税されます。このため、基準日を過ぎてから登録抹消や名義変更の手続きをしても、1年分の軽自動車税（種別割）を納めていただくことになります。

廃車や名義変更をしていない方は、お早めにご手続きを済ませてください。また、**売却をしたり、盗難にあった場合でも登録を抹消していなければ、課税されますのでご注意ください。**なお、原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録の一時抹消に関して道路運送車両法に定められていないため、一時的に利用しない（乗らない）という理由での廃車手続きはできません。

地方税法によりトラクター、コンバイン、フォークリフト等の小型特殊自動車は、路上を走る、走らないに関係なく軽自動車税（種別割）の課税対象となります。所有していれば、申告及び納税の義務がありますので、新しく取得されたものや標識（ナンバープレート）の交付を受けていないものがあれば、すみやかに御坊市役所 税務課（1階 ⑧番窓口）で申請し、標識の交付を受けてください。

各手続きに必要なもの、手続き場所は下の表のとおりです。

（注）乗用装置のあるものに限りです。



種 別	手 続 き に 必 要 な も の		手 続 き 場 所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	登 録	・新車の登録の場合－販売証明書 ・中古車の登録の場合－廃車証明書（市町村発行のもの）または譲渡証明書＋車台番号の石刷り ・本人確認書類（運転免許証等）	・市役所 税務課 課税係 ☎0738-23-5504
	廃 車 名義変更 (廃車＋登録)	・標識（ナンバープレート） ・本人確認書類（運転免許証等）	
軽 自 動 車 (軽四輪、軽三輪)	廃車または名義変更の手続きに必要なものについては、事前に右の手続き場所のいずれかへお問い合わせください。		・各自動車販売者 ・軽自動車検査協会 和歌山事務所 - 住所：和歌山市湊1106-25 ☎050-3816-1846
軽 二 輪 車 (125cc超～250cc) 小 型 二 輪 (250cc超)	廃車または名義変更の手続きに必要なものについては、事前に右の手続き場所のいずれかへお問い合わせください。		・各自動車販売者 ・和歌山運輸支局 - 住所：和歌山市湊1106-4 ☎050-5540-2065

※詳しくは、市ホームページまたは税務課 課税係までお問い合わせください。

軽自動車税（種別割）の減免について

障害者手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等）をお持ちの方で、軽自動車を所有している方は、一定の要件に該当する場合、**納期限（5月末日）までに申請をすることで軽自動車税（種別割）が減免されます。**詳しくは、市ホームページまたは税務課課税係までお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・軽自動車の車検証
- ・運転される方の運転免許証

